

## むつりハビリテーション病院の運営方法について

指定管理者制度で運営しております「むつりハビリテーション病院」について、令和4年3月31日の指定管理期間満了に合わせ、公募による民間移譲を進めていきたいと考えておりますことから、その後の運営方法について御報告いたします。

現在保有する病床120床を確保し、入院しておられる患者さんや利用者の皆さんは当然に引き継がれるよう、しっかりと移譲条件に定め、勤務している医師、看護師などの雇用継続も同様に配慮してまいります。さらに、公募要項には一般外来再開など新たな医療サービスの提供についても明記し、移譲後10年間の運営を義務付け、医療水準がさらに向上するようしっかりと取り組みたいと考えております。

この取組は、「医師確保の困難」、「施設の老朽化」、「増大する財政負担」の課題を克服し、医療機能を高め、病院の継続性を担保することで、下北地域の医療を守るため、下北で暮らす人々の健康を守るための民間移譲であると御理解いただきたいと思います。全国的に急激な人口減少が大きな課題となっておりますが、高齢者人口は当面の間、微増傾向で推移し、これに伴い慢性期医療の需要も高い水準で推移すると見込まれております。むつりハビリテーション病院はこの受け皿として、地域にとってなくてはならない病院であります。

今後は、移譲の具体的な手続き、条件など詳細を決定した上で、令和2年度は移譲先の選定に係る条例案の提案、財産処分を定めた予算の編成、民間移譲に関する広報等を行い、令和3年度には、移譲先の公募、選定手続を進め、パブリックコメント、基本協定の締結等を実施し、移譲に関連する条例の改正、設置条例の廃止を提案して参りたいと考えております。御理解を賜りたいと存じます。